

家庭的保育事業等の認可等に係る基準解説（認可条例関連）

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	基準解説	備考
<p>第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する最低の基準（第3条から第5条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において使用する用語の例による。</p> <p>（最低基準の目的） 第3条 この条例で定める最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業所等の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（最低基準の向上） 第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語） 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>		

<p>2 区は、最低基準を向上させるように努めるものとする。</p> <p>(最低基準と家庭的保育事業者等)</p> <p>第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p> <p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1429 922 1592 1002">1</td> <td data-bbox="1592 922 1995 1002">第三者評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1429 1002 1995 1193">福祉サービス第三者評価を3年に1度以上受審するとともに、その評価結果の公表及び評価結果に基づき、サービスの改善課題及び改善に努めること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 1193 1592 1273">2</td> <td data-bbox="1592 1193 1995 1273">設備基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1429 1273 1995 1372">建築基準法、消防法等関係法令及び条例及び規則の定めるところに従うほか、下記の基準</td> </tr> </table>	1	第三者評価	福祉サービス第三者評価を3年に1度以上受審するとともに、その評価結果の公表及び評価結果に基づき、サービスの改善課題及び改善に努めること。		2	設備基準	建築基準法、消防法等関係法令及び条例及び規則の定めるところに従うほか、下記の基準		<p>認証保育所と同様の頻度</p>
1	第三者評価										
福祉サービス第三者評価を3年に1度以上受審するとともに、その評価結果の公表及び評価結果に基づき、サービスの改善課題及び改善に努めること。											
2	設備基準										
建築基準法、消防法等関係法令及び条例及び規則の定めるところに従うほか、下記の基準											

<p>項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>		<p>による設備を有し、適切に運営すること。</p> <p>(1) 基準設備・面積等</p> <p>乳児室又はほふく室</p> <p>条例第23条第2号、第29条第2号、第34条第2号及び第45条第2号に定める面積を、保育に有効な面積(部屋の内法面積をいう。以下同じ)として確保すること。</p> <p>保育室又は遊戯室</p> <p>条例第29条第5号、第29条第5号及び第45条第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。</p> <p>医務室</p> <p>静養できる機能を有すること。事務室等との兼用も可とする。</p> <p>屋外遊戯場</p> <p>条例第23条第6号に定める面積乳幼児が実際に遊戯できる面積として確保すること。家庭的保育事業所等の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。</p> <p>調理室</p> <p>乳幼児が ・ から簡単に立ち入ることがないよう、 ・ と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。</p> <p>便所・その他</p> <p>便所には ・ 用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、 ・ 及び ・ と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用できるものであること。</p> <p>沐浴設備</p> <p>沐浴設備又はシャワーブースを設けること。</p> <p>原則として汚物流しを設置すること。汚物流しには蓋を設置する等により、感染や事故等を防止すること。</p>	<p>条例・規則上記載はないが、疾病等対応のため、医務スペースの確保を求める。</p> <p>条例・規則上記載はないが、衛生面の配慮から沐浴設備の確保を求める。保育所には平成10年4月9日児発第305</p>
---	--	---	--

		<p>(2) 保育所における室内化学物質対策実施基準(15福子推第1000号)に基づき実施した測定結果が、厚生労働省が定める指針値以下であること。事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。</p> <p>(3) 家庭的保育事業等に用いる建物は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証があること(ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書でも可とする。)</p> <p>家庭的保育事業を除く事業所は、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、既存建物を改修し、100平方メートル以下の事業所を設ける場合等にあつては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書が提出できること。</p> <p>保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、認可条例施行規則第7条又は第11条を満たしていることを証する書類があること。</p> <p>その他「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日付雇児発</p>	<p>号通知「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」により沐浴設備の設置が求められている。</p> <p>保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋</p>
--	--	---	---

<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>		<p>第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2の基準を満たすこと(家庭的保育事業については、同基準に準じるよう努めること。)</p> <p>(4)利用乳幼児に対する危害防止</p> <p>利用乳幼児の安全を確保するため、事業所の整備にあたっては、指詰め防止、飛散防止、落下防止、感電防止、転落防止、建具等の面取り、不審者進入防止、階段の安全対策等を講じること。</p> <p>賠償責任保険(施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険)に加入すること。</p>	<p>外遊戯場を、設ける場合の規定を準用する。 支援法第32条</p>
--	--	---	---

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等による利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第 4 4 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）への保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児をその保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第 8 条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

（非常災害対策）

非常口は、火災非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に 2 箇所 2 方向設置されていること。保育室等を 1 階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、建築基準法第 4 2 条に規定する道路に通ずる 2 方向の避難経路を確保すること。
事業を開始するにあたっては、あらかじめ、管轄消防署に相談・指導を受けるとともに、必要な届出を行うこと。
軽便消火器等の消火用具とは、消防法施行令第 7 条第 2 項に定める消火設備をいう。

3	避難・消火訓練
---	---------

避難・消火訓練を月 1 回以上実施するととも

家庭的保育事業者等は、一時待機場所となる園庭の確保も困難であることから、運用開始後においても確実に避難路を確保することができるよう、立地条件として道路までの避難路の確保を求める。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きんせん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第3条 条例第8条第2項に規定する避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回実施しなければならない。

に、地震想定訓練も実施すること。
訓練を実施するにあたっては、実際に火災や地震等が発生した場合の時間帯や場所など、様々な状況を想定すること。
訓練結果の記録を整備すること。

4	職員研修
---	------

平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」に定められた基本分単価に含まれる研修代替保育従事者の費用を確保すること。(居宅訪問型保育事業を除き、以下同じ)

<p>(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用に係る当該利用乳幼児の保護者の負担の有無若しくは程度によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を</p>		<table border="1" data-bbox="1438 715 1989 794"> <tr> <td data-bbox="1438 715 1592 794">5</td> <td data-bbox="1592 715 1989 794">衛生管理</td> </tr> </table> <p>調理や調乳を行う者は、毎月検便を実施するとともに、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱等の症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等綿密な注意を払うこと。調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために自主点検を毎日実施すること。</p>	5	衛生管理	<p>平成13年8月1日雇児発第36号通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」を遵守し、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。</p>
5	衛生管理				

<p>行わなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立を、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。</p>	<p>(食事の提供の特例に係る要件)</p> <p>第4条 条例第17条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p>	<p>東京都食品製造業等取締条例及び世田谷区給食供給者衛生取扱要綱を遵守すること。</p> <p>事業を開始するにあたっては、あらかじめ、保健所に給食を提供するにあたり備えるべき設備及び方法等について相談・指導を受けること。</p> <p>給食を調理する施設は、給食専用の施設であること。</p>	<p>自園調理を原則とするが、家庭的保育事業で一般住戸を活用することも想定される。</p>
--	---	--	---

この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)
 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する健康診断をした医師は、その結

(利用乳幼児及び職員の健康診断)
 第5条 条例第18条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果

6	健康管理
---	------

「利用乳幼児」には、一時保育等利用乳幼児も含むものとする。ただし、健康診断の実施は、健康診断の結果の把握でも可とする。

<p>果に基づき必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康状態を記録する書類に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、規則に定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>を把握しなければならない。</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程) 第6条 条例第19条に規定する規則で定める重要事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、保育士資格の有無、職務の内容及び員数 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 連携施設の種類及び名称並びに当該連携施設との連携協力の概要 (12) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運</p>	<p>職員に対し、雇入時及び1年に1回の定期健康診断を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="1438 501 1989 579"> <tr> <td data-bbox="1438 501 1592 579">7</td> <td data-bbox="1592 501 1989 579">情報提供</td> </tr> </table> <p>保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担の内容その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 重要事項は事業所の見やすい場所に掲示すること。</p>	7	情報提供	<p>労働安全衛生規則第43条、第44条</p> <p>運営条例第38条</p>
7	情報提供				

<p>(家庭的保育事業所等に備える帳簿)</p> <p>第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所(次条第1項において「家庭的保育事業を行う</p>	<p>営に関する重要事項</p>	<table border="1" data-bbox="1442 1031 1984 1107"> <tr> <td data-bbox="1442 1031 1594 1107">8</td> <td data-bbox="1594 1031 1984 1107">家庭的保育事業</td> </tr> </table> <p>家庭的保育事業を行う場所を2階以上に設ける場合の規定はなく、2階以上への設置は安全上の配慮から認めない。</p>	8	家庭的保育事業	
8	家庭的保育事業				

<p>場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。</p> <p>(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。</p> <p>(8) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ただし、イの要件に該当する場合にあっては、当該要件に該当する事実を証明する書類を区長に提出すること。</p> <p>ア 昭和56年6月1日における建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に基づき建築された建築物であること。</p> <p>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省</p>		<p>火災報知器とは、消防法施行令第5条の6に定める住宅用防災機器又は同施行令第7条第3項に定める火災の発生を報知する機械器具又は設備をいう。</p>	
---	--	---	--

<p>告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあってはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物であること。</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 自らが保育を行う乳幼児の保育に専念することができる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳</p>		<p>家庭的保育支援者を置く場合は、平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における家庭的保育支援加算における家庭的支援者の要件を満たすこと。</p> <p>調理業務の全部を委託する場合には、平成10年2月18日児発第86号通知「保育所における調理業務の委託について」に定めるところによること。(以下同じ)</p> <p>区市町村長が行う研修、区市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者及び家庭的保育補助者は、平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」のとおりとする。</p> <p>区市町村長が行う研修及び区市町村長が行う</p>	
--	--	---	--

<p>幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>（保育時間）</p> <p>第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>（保護者との連絡）</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、常にその保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分</p> <p>（小規模保育事業の区分）</p> <p>第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</p>		<p>研修は、平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」のとおりとする。</p>	
--	--	--	--

<p>第2節 小規模保育事業A型 (設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室若しくはほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室若しくは遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。)調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階以上に設ける場合は、規則で定める要件に該当すること。</p>	<p>(小規模保育事業A型の設備の基準)</p> <p>第7条 条例第29条第7号(条例第33条及び第49条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、保育室等を2階に設ける建物にあっては、次の第1号、第2号及び第6号に掲げるものとし、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次の各号に掲げるものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1444 167 1982 247"> <tr> <td data-bbox="1444 167 1601 247">9</td> <td data-bbox="1601 167 1982 247">小規模保育事業A型</td> </tr> </table> <p>保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備の全てについて、設置する階のうち最も高い階の基準を適用する。</p>	9	小規模保育事業A型	
9	小規模保育事業A型				

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構

	の階	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="801 153 896 268"></td> <td data-bbox="896 153 1429 268"> 造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 268 896 1050">避難用</td> <td data-bbox="896 268 1429 1050"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 </td> </tr> </table>		造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
	造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段							
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段							
<p>(3)前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4)調理設備(次のア又はイに掲げる要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条</p>								

<p>(8) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ただし、イの要件に該当する場合にあっては、当該要件に該当する事実を証明する書類を区長に提出すること。</p> <p>ア 昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に基づき建築された建築物であること。</p> <p>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に</p>	<p>第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。 この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5)壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6)保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(7)非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8)カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	<p>非常警報器具とは、消防法施行令第7条第3項第4号に定める非常警報器具及び非常警報設備をいう。(以下同じ)</p>	
--	--	---	--

<p>あつてはI s 値が0.7以上かつq 値が1.0以上、木造の建築物にあつてはI w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、規則で定める基準を満たさなければならぬ。</p>	<p>(小規模保育事業所A型の職員)</p> <p>第8条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に基づき地域型保育給付に係る事業所として区長から確認を受ける事業所にあつては、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実務上の留意事項について(府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け)に定められた職員構成その他必要な基準を充足すること(確認を辞退する場合はこの限りではない。以下同じ)</p> <p>常勤職員 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。)であつて、当該事業所において1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務し、かつ、社会保険の被保険者であるものをいう。ただし、当該事業所が、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項及び健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所以外の施設であつて、当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意を得ることができず、厚生労働大臣の認可を受けることができない場合は、社会保険の被保険者であることを要しない。</p> <p>(1) 保育士 ア保育士は常勤職員を原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合はこの限りではない。</p>	<p>給付の基本単価の職員構成は規則に基づき算定した員数に加えて非常勤保育士2人が必要となる。この要件を満たさなければ認可されなくても確認が受けられないため、給付の基本単価の職員構成を満たす配置を求める。</p>
--	--	---	--

		<p>(ア)ウにより算出した保育士数の6割以上を常勤職員とすること。</p> <p>(イ)設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。</p> <p>(ウ)ウにより算出した保育士に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。</p> <p>イ 必要な保育士の員数は、次の数とする。 0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上、4歳以上児30人につき一人以上とする。</p> <p>ウ 総所要保育士の算定方法 認可定員、確認定員及び利用定員(利用乳幼児数)のそれぞれについて、イに定める利用児童の年齢ごとに対応する保育士数で除して小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれが多い方とする。</p> <p>これを算定式で表すと次のとおりとなる。 $(0 \text{ 歳児数} \times 1/3) + \{(1 \text{ 歳児数} + 2 \text{ 歳児数}) \times 1/6\} + (3 \text{ 歳児数} \times 1/20) + (4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30)$</p> <p>エ 開所時間中については、現に登園している乳幼児数に対しアからウまでに規定する配置基準により算出した数以上の保育士を配置すること。</p> <p>なお、開所時間中は常勤職員一人以上を含む2名以上の保育士を配置しなければならない。</p> <p>オ 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。 <u>准看護師は含まない。</u></p>	<p>B型の常勤職員比率を下回らないようにする。</p> <p>平成27年3月31日付け雇児発0331第17号で、当分の間准</p>
--	--	---	--

		<p>カウにより算出された人数に加え、1名以上の保育士を確保しなければならない。なお、当該保育士に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。</p> <p>これを算定式で表すと次のとおりとなる。 常勤職員及び常勤職員以外の職員の1カ月の勤務時間数合計 ÷ 就業規則で定められた常勤職員の1カ月の勤務時間数 = 常勤換算値（小数点切り捨て）</p> <p>（2）管理者 管理者を置く場合は、平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件を満たすこと。</p> <p>その際、（ア）の「保育所等において2年以上勤務した経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者」とは、児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事</p>	<p>看護師も保育士とみなすことができる」とされた。一方で、准看護師を配置する際は研修を受講させることが望ましいとある。職員数の少ない家庭的保育事業等においては、導入しない。</p> <p>公定価格に関するFAQでは端数処理について記載がないが、「超えること」とあるため切り捨てとする。</p> <p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における管理者設置加算の認定における例示の引用。ただし、上記例示には「移行前の認可外保育施設等」の「等」の範囲に定めはないが、区が</p>
--	--	--	--

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者A型」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者A型」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。) 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は第17条第1項の規定により搬入

務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した(する)施設・事業所における移行前の認可外保育施設等のうち、世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等において2年以上勤務した経験を有する者、又は公的機関等の実施する所長研修等を受講した者とする。

10

小規模保育事業B型

区市町村長が行う研修は、平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」のとおりとする。

運営状況を把握している区の補助対象施設であることを求める。

<p>施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、規則で定める基準を満たさなければならず、その従事者数の 6 割以上は保育士とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 3 3 条 第 2 5 条から第 2 7 条まで及び第 2 9 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において、第 2 5 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 2 7 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者(第 3 3 条において準用する次条及び第 2 7 条において「小規模保育事業者 B 型」という。)」と、第 2 6 条及び第 2 7 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者 B 型」と、第 2 9 条中「小規模保育事業 A 型」とあるのは「小規模保育事業 B 型」と、「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と、同条第 4 号中「次号並びに第 3 4 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 3 3 条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(小規模保育事業所 B 型の職員)</p> <p>第 9 条 条例第 3 2 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人</p> <p>(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね 2 0 人につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 3 0 人につき 1 人</p> <p>2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>A 型と同様の取扱いとし、保育士を保育従事職員、常勤職員を常勤保育士と読み替える。</p>	
--	---	--	--

<p>第4節 小規模保育事業C型 (設備の基準)</p> <p>第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室若しくはほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室若しくは遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 保育室等を2階以上に設ける場合は、第29条第7号の規則で定める要件に該当すること。</p> <p>(8) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ただし、イの要件に該当する場合にあっては、当該要件に該当する事実を証明する書類を区長に提出すること。</p> <p>ア 昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に</p>			
---	--	--	--

<p>係る部分に限る。)に限る。)に基づき建築された建築物であること。</p> <p>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI s 値が0.7以上かつq 値が1.0以上、木造の建築物にあってはI w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。</p> <p>(職員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う</p>		<p>家庭的保育者及び家庭的補助者は、平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」のとおりとする。</p>	
--	--	--	--

<p>者(第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者C型」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者C型」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間又は深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(居宅訪問型保育事業者の要件等)</p> <p>第39条 居宅訪問型保育事業者は、規則に定める要件を満たす法人でなければならない。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育を提供する際には、自らが運営する保育施設と連携を図り、及び当該保育施設から必要な支援を受けなければならない。</p>	<p>(居宅訪問型保育事業者の要件)</p> <p>第10条 条例第39条第1項に規定する規則で定める要件は、居宅訪問型保育事業者は、事業開始までに、東京都近郊において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業、認可外保育施設(法第59条の2第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ている東京都認証保育所、保育室、ベ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1438 263 1592 341">11</td> <td data-bbox="1592 263 1991 341">居宅訪問型保育事業</td> </tr> </table> <p>(居宅訪問型保育事業に関しては、別途行っている障害児等保育の検討結果を待ち、その内容を反映させる。)</p>	11	居宅訪問型保育事業	
11	居宅訪問型保育事業				

<p>(設備及び備品)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第41条 居宅訪問型保育事業を行う家庭的保育者は、第24条第2項に規定する区長が行う研修を修了した保育士、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有し、かつ、保育経験を有する者であって、同項各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定する家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。</p> <p>(居宅訪問型保育連携施設)</p> <p>第42条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第43条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合に</p>	<p>ビーホテル及び院内保育所等に限る。)を1年以上運営し、良好な実績を有する法人でなければならないものとする。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業者は、他の法人が運営する保育施設に居宅訪問型保育事業の実施を委託してはならない。</p>	<p>区市町村長が行う研修は、平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」のとおりとする。</p>	
---	---	--	--

において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあり、並びに第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第44条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児 又は幼児の数
3人以上5人以下	2人
6人以上7人以下	3人
8人以上10人以下	4人
11人以上15人以下	5人
16人以上20人以下	6人
21人以上25人以下	7人
26人以上30人以下	8人
31人以上40人以下	12人
41人以上50人以下	15人
51人以上60人以下	20人
61人以上70人以下	25人
71人以上	25人

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第45条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第47条及び第48条において

12

事業所内保育事業

<p>「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室若しくはほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室若しくは遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)調理室及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1438 1201 1592 1278">13</td> <td data-bbox="1592 1201 1989 1278">保育所型事業所内保育事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1438 1278 1989 1369">保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける</td> </tr> </table>	13	保育所型事業所内保育事業	保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける		
13	保育所型事業所内保育事業						
保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける							

(7) 保育室等を2階以上に設ける場合は、規則で定める要件に該当しなければならない。

第11条 条例第45条第7号に規定する規則で定める要件は、保育室等を2階に設ける建物にあっては、次の第1号、第2号及び第6号に掲げるものとし、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

場合の基準については、その保育所の構造設備の全てについて、設置する階のうち最も高い階の基準を適用する。

保育所型事業所内保育事務所の設備の基準は認可保育所の基準を準用する。

	4階以上の階	常用	<p>3 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
		避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
<p>(3)前号の表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4)調理室(次のア又はイに掲げる要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と調理室</p>					

<p>(8) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ただし、イの要件に該当する場合にあっては、当該要件に該当する事実を証明する書類を、区長に提出すること。</p> <p>ア 昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に基づき建築された建築物であること。</p> <p>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に定める方法により行</p>	<p>の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5)壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6)保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(7)非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8)カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>		
--	---	--	--

<p>った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI s 値が0.7以上かつq 値が1.0以上、木造の建築物にあってはI w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第12条 条例第46条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一つにつき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(1) 保育士</p> <p>ア 保育士は常勤職員を原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合はこの限りではない。</p> <p>(ア) 保育所保育指針による子どもの発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともに、明確にしておくこと。</p> <p>(イ) 常勤職員が各組や各グループ1人以上(乳児を含む組やグループに係るウにより算出した保育士数が2人以上のときは2人以上)配置されていること。</p> <p>(ウ) 設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。</p> <p>(エ) ウにより算出した保育士に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。</p> <p>これを算定式で表すと次のとおりとなる。</p> <p>常勤職員及び常勤職員以外の職員の1カ月の勤務時間数合計 ÷ 就業規則で定められた常勤職員の1カ月の勤務時間数 = 常勤換算値(小数点切り捨て)</p>	<p>職員配置基準は認可保育所と同様とする。</p>
--	---	---	----------------------------

		<p>イ 必要な保育士の員数は、次の数とする。 0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上、4歳以上児30人につき一人以上とする。</p> <p>ウ 総所要保育士の算定方法 認可定員、確認定員及び利用定員（利用乳幼児数）のそれぞれについて、イに定める利用児童の年齢ごとに対応する保育士数で除して小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれが多い方とする。</p> <p>これを算定式で表すと次のとおりとなる。 $(0 \text{ 歳児数} \times 1/3) + \{(1 \text{ 歳児数} + 2 \text{ 歳児数}) \times 1/6\} + (3 \text{ 歳児数} \times 1/20) + (4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30)$</p> <p>エ 開所時間中については、現に登園している乳幼児数に対しアからウまでに規定する配置基準により算出した数以上の保育士を配置すること。</p> <p>なお、開所時間中は常勤職員一人以上を含む2名以上の保育士を配置しなければならない。</p> <p>オ 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。 准看護師は含まない。</p> <p>(2) 管理者 平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件を満たすこと。</p>	<p>保育所型事業所内保育所については、事業規模から管理者(園長)の設置を必須とす</p>
--	--	---	---

<p>(準用)</p> <p>第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第45条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した</p>		<p>その際、(ア)の「保育所等において2年以上勤務した経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者」とは、児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した(する)施設・事業所における移行前の認可外保育施設等のうち、世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等において2年以上勤務した経験を有する者、又は公的機関等の実施する所長研修等を受講した者とする。</p> <p>区市町村長が行う研修は、平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」のとおりとする。</p>	<p>る。</p>
--	--	--	-----------

<p>者（次項において「保育従事者」という。）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、規則で定める基準を満たさなければならず、その従事者数の6割以上は保育士とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小</p>	<p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第13条 条例第48条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>小規模保育事業所A型と同様の取扱いとし、保育士を保育従事職員、常勤職員を常勤保育士と読み替える。</p>	
---	--	---	--

<p>規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分</p>	<p>附則</p> <p>この規則は、条例の施行の日から施行する。</p>		
--	---------------------------------------	--	--

に限る。) 第29条第1号(調理設備に係る部分に限り、第33条及び第49条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限り、第33条及び第49条において準用する場合を含む。) 第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。) 第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。) 第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。) 第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。) 第45条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第4号(調理室に係る部分に限る。) 第46条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第48条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設を確保することが著しく困難であって、区市町村等から子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を受けることができる場合は、第7条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第5条 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>			
--	--	--	--